

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 新たに生じた土地の確認

町等の区域の変更

保険医療機関の指定

鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認

土地改良法による換地計画の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 教育委員会の招集

◇公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十七号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号の項の次に次のように加える。

十六 なしの簡易被覆栽培技術導入資金 日本なしの熟期促進を図るために必要な簡易被覆施設の設置に要する資金

五年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県規則第七十八号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。
第四条中「年四・五パーセント」を「年四・〇パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十九号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

法第十二条第二項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーター（積載荷重（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第六号の積載荷重をいう。）が一トン以上で労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）を除く。）
- 二 エスカレーター

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「第十二条第二項」の下に「（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第二項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
- 二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに

類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
附 則

この規則は、昭和五十七年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に
基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認
した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和五十五年十一月二十六日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
米子市両三柳字平八道東三〇二八の一、両三柳字平八道西三〇五〇の一及び両三柳字三右門道西北三〇五一の一一の地先	一四、五八四・七五 平方メートル

鳥取県告示第千二百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十五年十一月二十六日現在の地番による。）
両三柳字平八道東	両三柳字平八道東の全域並びに両三柳字平八道東三〇二八の一、両三柳字平八道西三〇五〇の一及び両三柳字三右門道西北三〇五一の一一の地先の土地

鳥取県告示第千二百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エフワン診療所	鳥取市吉成二三五 鳥取エフワン(株)内	昭和五十六年十一月二十二日

田 中 医 院	米子市錦町二丁目七六	昭和五十六年十一月二十一日
明島産婦人科医 院	倉吉市幸町五〇七一八	昭和五十六年十一月十六日
足立眼科医 院	鳥取市今町二丁目一三	昭和五十六年十一月二十日
田中外科医 院	西伯郡岸本町吉長五八一二	昭和五十六年十一月二十四日
田中医院大坪 出張診療所	八頭郡家町大字大坪七一	昭和五十六年十月十七日
田中医院下津 黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒 二六	〃

鳥取県告示第千二百七十六号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第十五号の項の次に次のように加える。

十六 なしの 簡易被覆裁 培技術導入 資金	簡易被覆施設（ 中間柱、トンネル 線材、被覆ビニ ール等）の設置に要 する費用	農業者等	施設の面積一〇 アールにつき 八〇三、〇〇〇円	九月、十月、十 月又は十一月又は 十二月
--------------------------------	---	------	-------------------------------	----------------------------

鳥取県告示第千二百七十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認をしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 小売販売業者甲の氏名
松本利男

二 変更前の営業所の所在地

米子市大篠津町一三一

三 変更後の営業所の所在地

米子市大篠津町森沢四九二

四 承認年月日

昭和五十六年十二月七日

鳥取県告示第千二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、関金地区第二工区営場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十九日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百七十九号

昭和五十六年十月十五日付けで八束町から申請のあつた稗谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十九日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

八束町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十号

昭和五十六年十一月十六日付けで北条町から申請のあつた国坂地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供す書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十九日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

昭和五十六年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年十二月二十三日(水) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- 1 新成人研修会について
- 2 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一 日時 昭和五十六年十二月二十一日(月) 午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 昭和五十七年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
- 2 その他

公 告

昭和56年12月 3 日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年12月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

油谷	博文	郁上	英幸	木下	義章	安部	洋一	山本	道則
木村	晴吉	遠藤	久美子	上田	浩正	谷口	郁雄	西村	金浩
梅津	博文	末叟	剛	近藤	悟	宮田	弘一郎	岩垣	俊彦
仲田	邦治	倉敷	絃一郎						

2 農薬用品毒物劇物取扱者試験の合格者

大西	隆秀	杉田	綾二	徳山	登	山根	隆嗣	前田	修
坪井	恵子	加藤	眞一郎	高垣	久雄	宮谷	康裕	寺谷	岳史
岸本	利博	平尾	孝子	乾	笑千秋	伊田	勝	藤原	成幸
上山	清人	山根	政寿	藤原	儀久	赤堀	保子	谷尾	賢治
遠藤	秀夫	福楽	善康	福楽	香苗	長	富夫	杉原	貢
中本	秀行	高塚	仁子	田宮	妙子	吉田	元信	岩本	武久
石橋	敬弘	本高屋	孝	加藤	敦志	小原	敏和	宮本	卓行
田中	一三	秋山	英正	皐	正堂	高塚	敏勝	岩本	敏幸
前田	英文	岡本	一教	有沢	弘毅	上海	政信	金平	博吉
澤田	昌子	岸本	公子	高見	隆恵	福本	奈穂美	石賀	彦
手嶋	雅博	岸本	博行	向井	信博	河原	孝教	安本	長彦
松本	俊一	増井	秀人	井澤	健一	田辺	英昭	池本	一志
谷田	裕之	須藤	繁	鳥橋	文子	宮脇	由加里	矢新	眞
中村	英雄	河村	達也	小竹	英雄	梅林	靖	神庭	
車	勝徑	井上	端穂						